

**犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案概要**

**1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正**

**(1) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に関する規定の整備**

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「新法」という。）第4条第2項の政令で定める額は、200万円とする。
- 新法第4条第2項第1号の政令で定める取引は、その締結が特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であって、次のいずれかに該当するものとする。
  - ・ その相手方が、当該契約に係る契約時確認（当該契約の際に行われた取引時確認（当該契約の締結が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との取引である場合にあっては、当該取引時確認）をいう。次において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
  - ・ 契約時確認が行われた際に、当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- 新法第4条第2項第2号の政令で定める国又は地域は、イラン及び北朝鮮とする。

**(2) 既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等に関する規定の整備**

- 新法第4条第3項の他の取引の際に既に確認を行っている顧客等との取引に準ずるものは、次のいずれかに該当するものとする。
  - ・ 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等とのもの
  - ・ 当該特定事業者が合併、事業譲渡等により他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との取引
- 新法第4条第3項の政令で定めるものは、当該特定事業者が、その顧客等が当該確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引とする。

**(3) その他所要の規定の整備**

- 特定受任行為の代理等の対象となる行為又は手続から、特例無限責任中間法人の名称の変更を除くこととする。
- 顧客等又は代表者等の取引時確認に係る事項を疑わしい取引の届出事項とする。
- その他所要の規定を整備することとする。

**2 関係政令の整備**

新法の規定を引用している保険業法施行令等の関係政令について、所要の規定の整備を行うこととする。

**3 経過措置**

改正法附則の経過措置からの委任事項等を定めることとする。